

自転車用ヘルメット購入費補助制度

ヘルメット購入費用の (100円未満切り捨て、上限2,000円)

5割

市内に住所を有し、令和4年3月31日時点において、
満7歳～満18歳の方、満65歳以上の方が対象
 (平成15年4月2日～ (昭和32年4月1日
 平成27年4月1日生まれ) 以前生まれ)





児童生徒等と高齢者の自転車乗車時におけるヘルメットの着用を促進し、交通事故の被害軽減を図るため、自転車用ヘルメットの購入費用の一部を市と県で補助します(1人1個)。

1. ヘルメットを購入する

4月1日(木)以降に、市内店舗でSG基準等の安全基準に適合する新品の自転車用ヘルメットを購入してください。

※購入時に販売店舗へ当補助金を利用する旨をお伝えください。



主なマーク	内容
SG 	一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証
JCF 	公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証

2. 補助金を申請する

次の書類等を申請期間内にくらし安心課に提出してください(郵送可)。

(1) 交付申請書兼請求書

※くらし安心課窓口または市ホームページ「自転車用ヘルメット購入費補助制度」で入手可能です。

※児童生徒等の申請については、保護者がまとめて申請できます。
 (未成年者が自ら申請する場合は保護者の同意が必要)

(2) 自転車用ヘルメット販売証明書 ※販売店舗が発行

(3) 領収書・レシートのコピー



購入日	申請期間
令和3年 4月 1日～令和3年12月30日	購入日翌日から起算して90日以内
令和3年12月31日～令和4年 3月31日	令和4年3月31日まで

※郵送の場合は、必ず申請期間内にくらし安心課へ到着するようにしてください。

3. 申請内容の審査、補助金の交付決定

交付決定されれば、交付決定通知書を発送した上で、概ね2か月後に指定の口座へ振り込みます。